

## 議案第 1 号

### 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成 15 年教育委員会規則第 1 号）及び名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成 11 年教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 月 8 日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

名張市情報公開条例の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

次に掲げる規則に関し、引用する条例の法令番号について、規定の整理をする。

- (1) 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則
- (2) 名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

(名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部改正)

第1条 名張市教育委員会事務局組織及び処務規則(平成15年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「名張市情報公開条例(平成10年条例第13号)」を「名張市情報公開条例(令和元年条例第23号)」に改める。

(名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第2条 名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成11年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

本則中「名張市情報公開条例(平成10年条例第13号)」を「名張市情報公開条例(令和元年条例第23号)」に、「名張市情報公開条例施行規則(平成11年規則第25号)」を「名張市情報公開条例施行規則(令和元年規則第33号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則及び名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則 新旧対照表

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（第1条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（文書取扱いの基本）</p> <p>第26条 文書は、事務能率の向上に役立つよう正確、迅速かつ適切に取り扱うとともに、<u>名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）</u>の規定に基づく公文書の開示に対応できるよう適正に管理しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（文書取扱いの基本）</p> <p>第26条 文書は、事務能率の向上に役立つよう正確、迅速かつ適切に取り扱うとともに、<u>名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）</u>の規定に基づく公文書の開示に対応できるよう適正に管理しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（第2条関係）

改正案	現行
<p><u>名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）</u>の規定に基づく名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関し必要な事項については、<u>名張市情報公開条例施行規則（令和元年規則第33号）</u>の例による。</p>	<p><u>名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）</u>の規定に基づく名張市教育委員会が管理する公文書の公開等に関し必要な事項については、<u>名張市情報公開条例施行規則（平成11年規則第25号）</u>の例による。</p>